
神戸市市民活動補償制度のご案内

◆◆◆「神戸市市民活動補償制度」とは？◆◆◆

自治会等の地域団体の皆さまが、市民活動を安心して行っていただけるよう、神戸市が保険契約を行い、活動中の事故によって、責任者、従事者の方がケガなどをされた場合や、他の人や物に損害を与え、地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払います。

制度の特徴①

事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただけます。

制度の特徴②

保険料は不要です。市民活動が安心して行えるよう、神戸市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

1. 対象となる方・活動

次の①～④の全てを満たした場合に対象となります。

- ①活動が市又は公共的団体（※1）の責任者の管理下で行われること。
- ②活動内容が下表に掲げるものであること。
- ③無報酬であること（実費弁償程度は可）
- ④従事者（※2）が市内に在住、在勤又は在学していること。

※1公共的団体とは、次のものをいいます。

- ・自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ふれあいのまちづくり協議会、まちの美緑花ボランティア等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として、神戸市内に活動の本拠地を置いて、継続的・計画的に活動を行っている団体等。
- ・上記の各地域団体を構成団体とする連合体。
- ・市の事業や、市が推進する市民活動を実施する団体。
- ・上記の他、自主的・自発的かつ継続的・計画的に広く公共の利益を目的とした活動を行っており、市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される団体。

※2【対象外】活動、行事、催し物への参加者、競技への出場者は対象外です（従事者であっても、競技参加中の事故は対象外です）。

【対象活動】※3

| No. | 区 分 | 対 象 活 動 |
|-----|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 生活環境に関する活動 | 防災活動、防火活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動 |
| 2 | 自然環境に関する活動 | 公園の環境整備活動、河川の環境整備活動、道路の環境整備活動、クリーン活動、集団資源回収活動、地球環境を守る活動（減量化、分別化） |
| 3 | 社会福祉に関する活動 | 高齢者の福祉のための活動、障害者の福祉のための活動、児童の福祉のための活動、母子・子育て支援のための活動、社会福祉施設への協力活動 |
| 4 | 青少年育成に関する活動 | 青少年の自立支援活動、青少年の安全・安心のための活動 |
| 5 | 社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動 | 社会教育活動、文化振興活動、スポーツ振興活動、国際交流活動 |
| 6 | 行政への協力活動 | 上記を除く行政が主催する行事・実施事業へのボランティア活動 |
| 7 | その他市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される活動 | |

※3【対象外】上記「No. 1～7」に該当する活動であっても、自主的、自発的活動とは考え難いものや、自助的な活動など広く公共の利益を目的とした活動とは考え難いもの（PTA、学校施設開放運営委員会の活動等）については対象外です。

2. 補償内容

(1) 賠償責任事故

従事者等の過失により、参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、責任者等が法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。

| 区 分 | 補償金額 | 内 容 |
|-------|-------------------|-----------------------------------------|
| 身体賠償 | 1名 1億円 1事故 5億円 | 他人の身体に損害を与えた場合 |
| 財物賠償 | 1事故 1,000万円 | 他人の財物に損害を与えた場合 |
| 保管者賠償 | 1事故 500万円 | 他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより損害を与えた場合 |

※事故の例

- ・ひとり暮らし高齢者の給食サービスで配膳中に、誤ってお茶をこぼして火傷をさせた。
- ・公園の草刈清掃活動中に、小石を跳ねさせ、隣接する住民の自家用車を傷つけた。
- ・地域で文化祭を開催中、展示方法を誤ったため、預かった出展作品が落下して壊れた。

※対象とならない主な活動

- ・従事者等の故意により発生した事故
- ・自然災害による事故
- ・同居の親族に対する事故
- ・所有、使用又は管理する車両若しくは動物による事故
- ・神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落としなど、危険な行為による事故
- ・政治・宗教・営利を目的とした活動等 など

(2) 傷害事故

活動中（居住地と活動場所の往復経路含む）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で従事者が死亡又は負傷した場合に対象となります。

| 区 分 | 補償金額 | 内 容 |
|------|-------------------------------|---------------------------------------------------|
| 死亡 | 1名 500万円 | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合。 |
| 後遺障害 | 1名 500万円 (限度) | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合。 |
| 入院 | 1日 3,000円 (180日分限度) | 傷害事故を原因として事故の日から180日以内に治療のために入院または通院を要することとなった場合。 |
| 通院 | 1日 2,000円 (90日分限度) | ※実際にかかった費用ではなく、日数で計算されます。 |
| 手術 | 入院補償が給付される場合に保険契約に定める額を給付します。 | |

※事故の例

- ・道路の清掃活動中に、通行人と衝突し転倒してケガをした。
- ・ふれあい喫茶の片付け中、会議机をたたもうとして、指を挟んでケガをした。
- ・防犯パトロール中に段差で躓き転倒して骨折した。 など

※対象とならない主な活動

- ・従事者等の故意若しくは重大な過失によるもの
- ・自然災害による事故
- ・ムチウチ症や腰痛等の医学的他覚所見のないもの
- ・神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落としなど、危険な行為による事故
- ・無資格運転や酒酔い運転による事故
- ・政治・宗教・営利を目的とした活動等
- ・脳疾患、疾病若しくは心神喪失によるもの など

3. 事故が起こった時の手続き

(1) 事故発生の報告

事故が発生した場合は、30日以内に、下記の窓口に「市民活動事故発生報告書兼事故証明書（様式第1号）」を提出してください。

※市の事業や、市が呼びかけて実施される市民活動の場合は、従事者名簿を、地域団体等の自主的な活動の場合は、団体規約、事業計画書、従事者名簿を併せて提出いただきます。

※賠償責任事故において、当事者間で示談を行う場合は、必ず事前にご連絡ください。

【市の事業や、市が呼びかけて実施される市民活動の場合】

事業の所管課へお申し出ください（所管課が分からない場合は、企画調整局つなぐラボへお問合せください）。

【地域団体等の自主的な活動の場合】

活動拠点のある区役所の下記の所管課へお申し出ください。

| 所管課 | 郵便番号 | 所在地 | 電話（代表） |
|-------------|----------|------------------|----------|
| 東灘区まちづくり課 | 658-8570 | 東灘区住吉東町 5-2-1 | 841-4131 |
| 灘区まちづくり課 | 657-8570 | 灘区桜口町 4-2-1 | 843-7001 |
| 中央区まちづくり課 | 651-8570 | 中央区雲井通 5-1-1 | 232-4411 |
| 兵庫区まちづくり課 | 652-8570 | 兵庫区荒田町 1-21-1 | 511-2111 |
| 北区まちづくり課 | 651-1195 | 北区鈴蘭台北町 1-9-1 | 593-1111 |
| 北神区役所まちづくり課 | 651-1302 | 北区藤原台中町 1-2-1 | 981-3505 |
| 長田区まちづくり課 | 653-8570 | 長田区北町 3-4-3 | 579-2311 |
| 須磨区まちづくり課 | 654-8570 | 須磨区大黒町 4-1-1 | 731-4341 |
| 垂水区まちづくり課 | 655-8570 | 垂水区日向 1-5-1 | 708-5151 |
| 西区まちづくり課 | 651-2195 | 西区玉津町小山字川端 180-3 | 929-0001 |

(2) 補償制度の対象となるかの判定

提出いただいた報告書は企画調整局つなぐラボへ送られ、本制度の対象となるかどうかの判定を行い、結果をお知らせします（「市民活動補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）」を送付します）。

あわせて、請求に必要な書類を送付します（添付が必要な書類もお知らせします）。

(3) 補償金の請求

補償金の請求書類は、補償の種類により、次に掲げる日から30日以内に、「市民活動補償金請求書（様式第3号）」に必要な書類を添えて、上記（1）と同じ窓口に提出してください。

※請求書（市の様式、保険会社の様式）のほか、領収書（コピー可）、診断書（保険会社の様式）、示談書などが必要となります。なお、事故の内容等により、保険会社から追加で書類提出を求める場合があることにご留意ください

- ①賠償責任補償金：示談、訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた日。
- ②傷害補償金：傷害が全治した日（事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日）。
- ③後遺障害補償金：後遺障害が確定した日（事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日）。
- ④死亡補償金：上記（2）の通知を受けた日

(4) 補償金の支払い

提出いただいた請求書類の審査を行い、補償金の額を確定し、結果をお知らせします（「市民活動補償金給付決定書（様式第4号）」を送付します）。

確定した補償金は、保険会社から直接、請求者の口座へ振り込まれます。

保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります

【お問合せ先】

神戸市 企画調整局 つなぐラボ

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL：078-322-0319 FAX：078-322-6115